

新旧対照表

○特定操縦技能審査口述ガイダンス

改正案	現行	
<p style="text-align: center;">滑空機編</p> <p>第1部</p> <p>1-1 最近の変更点</p> <p>1. 操縦士の飲酒に関する基準の制定について [2019. 1. 31] (1) 航空法第70条に定められた<u>アルコール又は薬物</u>に関する規制について説明して下さい。 答：航空法第70条において、<u>アルコール又は薬物</u>の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、航空業務を行ってはならないと定められている。また、航空法第70条の規定に違反した場合には、罰則（<u>3</u>年以下の懲役又は<u>50</u>万円以下の罰金）や行政処分（技能証明の取り消し又は1年以内の航空業務の停止）の対象となる。 (2) 航空機乗組員の飲酒による運航への影響やルールについて説明してください。</p>	<p style="text-align: center;">滑空機編</p> <p>第1部</p> <p>1-1 最近の変更点</p> <p>1. 操縦士の飲酒に関する基準の制定について [2019. 1. 31] (1) 航空法第70条に定められた酒精飲料（アルコール）又は麻酔剤その他の薬品に関する規制について説明して下さい。 答：航空法第70条において、酒精飲料（アルコール）又は麻酔剤その他の薬品の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、航空業務を行ってはならないと定められている。また、航空法第70条の規定に違反した場合には、罰則（1年以下の懲役又は30万円以下の罰金）や行政処分（技能証明の取り消し又は1年以内の航空業務の停止）の対象となる。 (2) 航空機乗組員の飲酒による運航への影響やルールについ</p>	<p>航空法第70条に表記を揃える</p>

<p>答：アルコールによる身体への影響は、個人の体質やその日の体調により異なるため、体内に保有するアルコールが微量であっても航空機の正常な運航に影響を与えるおそれがある。このため、航空機乗組員は体内に保有するアルコール濃度の程度にかかわらず体内にアルコールを保有する状態（呼気アルコール濃度 0.09mg/l未満であっても）航空業務を行ってはいけない。</p> <p><u>定められた禁酒時間前や翌日にフライトを予定している場合等は、過度な飲酒を控えるとともに、アルコール検知器を使って客観的に確認することも重要。</u></p> <p>（参考1）国交省 HP 報道発表資料 操縦士の飲酒基準について [2019年1月31日] http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000148.html</p> <p><u>（参考2）国交省 HP 報道発表資料 運航乗務員の飲酒に起因する不適切な事案の再発を防止するための対策強化について[2019年10月8日]</u> https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000182.html</p> <p>（参考3）航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（航空法第70条関係）（国空航第2278号H31.1.31）</p> <p>（参考4）航空機乗組員のアルコール検査実施要領（国空航第2282号H31.1.31）</p> <p><u>（参考5）自家用航空機の操縦士に対する酒気帯びの有無の確認について（R2.4.13～）</u></p>	<p>て説明してください。</p> <p>答：アルコールによる身体への影響は、個人の体質やその日の体調により異なるため、体内に保有するアルコールが微量であっても航空機の正常な運航に影響を与えるおそれがある。このため、航空機乗組員は体内に保有するアルコール濃度の程度にかかわらず体内にアルコールを保有する状態（呼気アルコール濃度 0.09mg/l未満であっても）航空業務を行ってはいけない。</p> <p>乗務前日の飲酒を控えるとともに、アルコール検知器を使って客観的に確認することも必要。</p> <p>（参考1）国交省 HP 報道発表資料 操縦士の飲酒基準について [2019年1月31日] http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000148.html</p> <p>1</p> <p>（参考2）航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（航空法第70条関係）（国空航第2278号H31.1.31）</p> <p>（参考3）航空機乗組員のアルコール検査実施要領（国空航第2282号H31.1.31）</p>	
--	---	--

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000052.html

2. 運輸安全委員会の勧告について

(1) ソカタ式TBM700型N702AVの航空事故に係る勧告について (運委参第30号) [2019.7.25]

1) 技能証明と同一の種類及び等級の航空機であっても操縦経験を有しない型式の航空機を操縦する場合や、経験を有しない発航方法により操縦する場合に受ける教育訓練の必要性を説明してください。

答：当該型式機を適切に運航するための知識や技術が相違するもの等があるため。

2) 教育訓練を受ける必要がある場合を説明してください。

答 経験のない発航方法(ウインチ曳航又は自動車曳航、航空機曳航、自力発航)による操縦をする場合。

3) 教育訓練の内容に含まれるものを説明してください。

答) 学科教育には以下の内容が含まれる。

- ・機体概要及び構造
- ・運用限界及び性能
- ・諸系統及び取扱い

2. 運輸安全委員会の勧告について

技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であっても、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン令和2年6月29日制定(国空航第1055号)制定に伴う追加

・通常及び緊急操作の手順

実技教育には以下のものが含まれる。

(ウインチ曳航又は自動車曳航、航空機曳航の場合)

・発航準備、曳航による離陸、曳航による飛行、曳航索の離脱

・曳航中の異常時及び緊急時の操作

・技量確認

(自力発航の場合)

・自力発航による離陸

・自力発航による離陸上昇中の異常時及び緊急時の操作

・離陸上昇形態による失速と回復操作

・技量確認

なお、いずれの場合も、当該発航方法による10回以上の離陸を標準として実施すること。

4) 教育訓練を受けずとも学習を行う必要がある場合及び学習内容を説明してください。

答 上記(1)－(2)に該当しない場合であっても、操縦経験のない型式の航空機を操縦する場合には、(1)－(3)各項に係る知識を習得する必要があります。

(参考1) 技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン令和2年6月29日 制定

(国空航第1055号)

<p>(2) セスナ式172P型JA3989の航空事故に係る勧告について (運委参第81号) [2018.8.30]</p> <p>(3) パイパー式PA-46-350P型JA4060の航空事故に係る勧告について (運委参第89号) [2017.7.18]</p> <p>(4) パイパー式PA-46-350P型JA701Mの航空事故に係る勧告について (運委参第318号) (2012.9.28)</p> <p>第2部</p> <p>1-2 一般知識</p> <p>1. 有視界飛行方式に関する諸規則</p> <p>(6) 特別有視界飛行方式 (Special VFR) について以下の質問の内1つを答えさせる。</p> <p>(参考) 管制方式基準の改正 (2014.11.13) 概要 管制圏と情報圏における離着陸と通過飛行について、改正前と改正後の比較表</p> <p>イ 情報圏内の飛行</p> <p>図中、気象状態 (IMC 地上規程、1500m以上)、空中 (IMC) 改正後 <u>S</u>-VFR</p>	<p>(1) セスナ式172P型JA3989の航空事故に係る勧告について (運委参第81号) [2018.8.30]</p> <p>(2) パイパー式PA-46-350P型JA4060の航空事故に係る勧告について (運委参第89号) [2017.7.18]</p> <p>(3) パイパー式PA-46-350P型JA701Mの航空事故に係る勧告について (運委参第318号) (2012.9.28)</p> <p>第2部</p> <p>1-2 一般知識</p> <p>1. 有視界飛行方式に関する諸規則</p> <p>(6) 特別有視界飛行方式 (Special VFR) について以下の質問の内1つを答えさせる。</p> <p>(参考) 管制方式基準の改正 (2014.11.13) 概要 管制圏と情報圏における離着陸と通過飛行について、改正前と改正後の比較表</p> <p>イ 情報圏内の飛行</p> <p>図中、気象状態 (IMC 地上規程、1500m以上)、空中 (IMC) 改正後 VFR</p>	<p>誤謬訂正</p>
--	---	-------------

--	--	--